

担当大臣 様

## 政府「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」等に関する要望

日ごろから大阪府行政の推進に御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、政府の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」等に対応し、本府としては、政策目的を実現し、効果を生み出すため積極的に活用したいと考えております。

については、依然として非常に厳しい大阪の経済・雇用情勢に鑑み、交付金や基金の配分について十分配慮いただくとともに、交付金・基金の使途や要件等に関して、地域や現場の実情に応じた自由度の確保、それぞれの活用期限経過後の対応等について、下記のとおり要望いたします。

平成22年12月

大阪府知事 橋下 徹

### 1 地域活性化交付金（きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金）に関すること（内閣府）

- ・交付金の基本的な配分に当たっては、人口要素を十分重視し、大都市である大阪が我が国の成長に果たす役割に応じた配分について配慮をお願いしたい。また、地域の創意や工夫が発揮されるよう、事業計画内容に応じた配分も十分考慮すること。
- ・交付金の使途について、単独事業への100%充当、幅広い国庫補助裏負担への100%充当、基金への繰り入れ等活用使途に制限を設けず、地方自治体の活用自由度を高めること。

### 2 経済対策において設置された基金に関すること

- ・ステップ1、ステップ2で新設、積み増しされる予定の基金について、実施要綱等をできるだけ速やかに示されるとともに、本府の人口規模等を踏まえて十分な交付金を配分すること。
- ・基金の設置目的を十分発揮させるため、使途や要件等に関して、地域や現場の実情に応じた自由度の確保、それぞれの活用期限経過後の対応等、別紙について格段の配慮を行うこと。

### 3 雇用対策に関すること（厚生労働省）

- ・ハローワークの新設や、ハローワークにおける人員の増員、中小企業とのマッチング強化などについては、雇用対策をより幅広く効果的に展開するため、実施主体をハローワークに限るのではなく、地域の実情やニーズに精通している地方自治体の就労支援機関等も活用すること。
- ・特に、新卒者対策については、JOBカフェを積極的に活用し、国の各種奨励金を取扱えるようにするとともに、保護者の意識改革事業や重点産業分野(中小企業、医療・介護等)企業の魅力発信事業などを展開すること。

## ステップ1、ステップ2で新設・積み増しされる基金

基金の名称	要望事項	担当省
自殺対策緊急強化基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門相談員を府県に増員配置する措置が認められていない。これを認めること。</li> <li>・ 地域活性化交付金を活用した自殺予防策と本基金の整理を早急にお願いしたい。その際、交付金の本基金への積み増しや基金期間延長を認めるなど、制度の有効活用ができるよう、配慮すること。</li> </ul>	内閣府
安心こども基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体が抱える地域の多様なニーズに対応できるよう、用途を制限することなく、地方自治体の裁量を大幅に認めること。</li> <li>・ 「ひとり親家庭等への支援の拡充」(在宅就業支援事業)について、在宅就業に限定せず、地域の実情にあわせた就労・自立支援に活用できるなど、補助対象要件を緩和するとともに、基金財源のみの事業実施・延長を認めること。</li> </ul>	厚生労働省
妊婦健診審査支援基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来、全国どこに居住しようとも安全な妊娠・出産ができる環境整備を行うことは次世代育成支援の観点からも国の責務であり、妊婦健診についても市町村の財政状況によって格差を生む制度とすべきでない。このため、公費負担にかかる恒久的な支援策を一刻も早く確立し、必要な財源を市町村に移譲すること。</li> </ul>	厚生労働省
緊急雇用創出事業臨時特例基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「重点分野雇用創造事業」の拡充について、地域の実情やニーズに応じて、持続的な雇用を創造できる事業展開が可能となるよう雇用分野や経費内訳などについて要件を設けないこと。</li> </ul>	厚生労働省
障がい者自立支援対策臨時特例基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年度末までの時限措置終了後を見据え、報酬の改定及び必要な財源措置など、抜本的な制度改革を行うこと。</li> <li>・ 特に、福祉・介護人材確保緊急支援事業については、地域の実情に応じた効果的かつ総合的な施策展開ができるよう執行にあたっては都道府県の裁量による柔軟な運用を認めるとともに、将来的にも安定した人材確保が図れるよう引き続き必要な財源措置を講じること。</li> </ul>	厚生労働省
医療施設耐震化臨時特例基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療施設の耐震化にあたっては、工事期間中の患者受入機能の確保などを検討する必要があるため、計画策定までに相当の期間を要する。今般の基金では着工期限が厳格に定められているため、災害時の医療体制確保においてより有効と考えられる病院の計画策定が間に合わないケースが生じるおそれがある。よって、着工期限については弾力的な対応を認めること。</li> <li>・ また、耐震化整備に併せて一定の機能拡充を図る工事を実施する医療施設があると考えられるが、こういったケースを基金の対象とすることについても柔軟な対応を認めること。</li> </ul>	厚生労働省

基金の名称	要望事項	担当省
子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今般の基金に係る財源負担スキームは、市町村に対して財政負担が生じるものであり、財政状況によっては予防接種事業が実施できないことが懸念される。予防接種事業に格差が生じないように、国の責任において市町村に必要な財源措置を講じること。</li> <li>・本基金設置終了後の平成 24 年度以降、子宮頸がん等予防接種が定期接種に位置付けられた場合には、現行どおりの地方財政措置であれば、市町村に一層の財政負担を強いることになり、結果的に十分な接種機会が確保されないおそれがある。このため、接種費用の負担方法等今後の予防接種のあり方について抜本的な見直しを行うこと。</li> </ul>	厚生労働省
介護基盤緊急整備等臨時特例基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度末の基金事業終了後も、施設整備が着実に進むよう、恒久的な制度化も含め、引き続き必要な財源措置を講じること。</li> <li>・また、ステップ 1、2 で当該基金に積み増しし実施する地域密着型サービスの基盤整備等に係る事業は、もともと地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により国が直接実施していた事業の財源振替であり、三位一体改革により地方公共団体が助成すべきではあるが財源に余裕がない事業（施設の耐震化に伴う改築・改修への助成等）にも活用できるようにすること。</li> </ul>	厚生労働省
地域医療再生基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度補正予算で検討されている地域医療再生基金の拡充にあたっては、都道府県単位で実施する医師確保対策についても対象とすること。</li> <li>・また、地域の実情やニーズに応じた取組みが実施できるよう、対象分野などについて要件を設けないこと。</li> </ul>	厚生労働省

#### 昨年度創設された基金

基金の名称	要望事項	担当省
消費者行政活性化基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情を踏まえ、地方消費者行政の活性化に広く活用できるよう、対象事業や経費等について弾力的な運用を認めること。</li> <li>・事業終了後を見据え、恒久的な地方消費者行政支援のための制度整備を図ること。</li> </ul>	消費者庁
高校生修学支援基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高校生の修学支援を確実に推進するため、平成 23 年度までとなっている基金の事業実施期間を延長すること。</li> <li>・非課税や家計急変等の所得層に限定されている、補助単価増分の基金取崩し対象を、所得中位層まで拡大すること。</li> <li>・授業料支援（無償化）の拡大にともなう支援対象人数や事業費の増加分についても充当できるよう取り崩し要件を緩和すること。</li> </ul>	文部科学省
介護職員処遇改善等臨時特例基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度末までの時限措置終了後を見据え、介護保険料の上昇や地方負担の増加を伴うことなく介護職員等の処遇改善がなされるよう、処遇改善交付金の恒久的な制度化も含め、抜本的な方策や必要な財源措置を講じること。</li> </ul>	厚生労働省
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度末の基金事業終了後も、社会福祉施設の耐震化を確実に推進するため、恒久的な制度化も含め、引き続き必要な財源措置を講じること。</li> <li>・また、補助対象が居住系の施設等に限定されていることから、通所施設等への要件を緩和すること。</li> </ul>	厚生労働省